

Deloitte Vietnam

連絡先:

Richard Buchanan
Tax Partner
rhubuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Thomas McClelland
Tax Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: +84 8 3911 0727

Bui Ngoc Tuan
Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 2530

Bui Tuan Minh
Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

2009年度の法人税確定申告に関するガイドライン

はじめに

税務総局は、2010年1月29日付けで、2009年度の法人税確定申告に関する公文書第353/TCT-CS号(以下、公式文書第353号という)を発行した。

公式文書第353号の要点は下記の通りである。

税務上の損金及びその他所得に関する解釈

最近の法人税関連規則で規定されている引当金や外貨建負債の為替差損益について、及び省令第130号に記載された税務上の取り扱いが不明確なものについて、公式文書第353号は2009年度の法人税確定申告に当たってのより詳細なガイダンスを規定している。特に、損金算入/損金不算入の取り扱い及び事業所得とその他所得の違いについても規定している。

これらの主要な変更点は別紙チェックリストにまとめて記載している。

依然として不明瞭な点

税務上の欠損金は、その発生後、**連続する**5年間にわたって税務上の利益と相殺するために繰り越すことができる。

ここで、**連続する**5年間というのは、例え免税期間であったとしても、それを考慮することなく、税務上の繰越欠損金は、5年間で限度に自動的に翌年以降の税務上の利益と相殺されるということを意味しているように思われる。

これは、税務上の繰越欠損金に関する諸外国の一般的な実務を反映したものと思われるが、従来、ベトナムでは、税務上の欠損金の使用について5年以内という制限はあるものの、インセンティブを考慮してスキップすることができた(つまり、自動的に翌年以降の税務上の利益と相殺する必要はなかった)。

この点に関して、より詳細なガイダンスが発行されるようである。仮に、公式文書第353号の税務上の欠損金の繰越に関して上記の通り解釈されるとなった場合、2009年度以前に発生した未使用の税務上の欠損金について重要な影響がありえます。

法人税インセンティブ

公式文書第353号は、繊維及び服飾業を営む会社及び国内原材料を使用する会社又は輸出割合条件を満たしている会社に対して適用される法人税インセンティブについてWTOコミットメントに従ったより詳細なガイドラインを規定している。実際、公式文書第353号は2007年度に制定された法人税の規定を補強するとともに、2008年度の法人税法の規定を再確認している。

つまり、(1)繊維及び服飾業を営む会社及び国内原材料を使用する会社で、現在、当該条件に基づく法人税インセンティブを享受している会社は、2007年からこの法人税インセンティブは無効となる。

また、(2) 輸出割合条件を満たしている会社で、当該条件に基づく法人税インセンティブを享受している会社は、2012年からこの法人税インセンティブは無効となる。

これらの会社は、次のいずれかの時点で有効である法人税の規則に基づき、自身の法人税インセンティブを再評価することが認められている。

- オプション 1: 投資ライセンスの発行日
- オプション 2: WTO コミットメント日 (つまり(1)の会社は 2007 年 1 月 11 日で、(2)の会社は 2011 年 12 月 31 日)

上記(1)(2)の会社が別のインセンティブ条件(例えば、社会的経済的に困難な地域や優遇分野)に合致している場合には、これらの会社は再評価した法人税インセンティブを残存する優遇期間にわたって利用することが可能である。

法人税の減税及び納税延期

公式文書第 353 号は、2009 年 1 月 13 日付け省令第 03/2009/TT-BTC 号に規定された 2009 年度法人税の減税及び納税延期に関する法人税の確定申告方法についてより詳細なガイダンスを規定している。

ポイントは以下の通りである。

- 四半期ベースの法人税の納税期日は、本来の納税期日から 9 ヶ月延期されているが、確定申告に基づく追加的な未払法人税の納税期日は 2010 年 10 月 30 日まで延期されている(つまり第四四半期と同じ納税期日)。
- 2009 年度に 30%の法人税減税の対象となった中小企業は、法人税申告のために、様式 03/TNDN[4]と別紙 03-4H/TNDN を使用して減額された法人税額を記載することが要求されている。

This **Alert** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact us.

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Ms. Thanh Bui (Hanoi Office, e-mail thanhbui@deloitte.com) or Ms. Trang Dinh (Ho Chi Minh City Office, e-mail trangdinh@deloitte.com).

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia - a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.